

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
IT・IoT導入事業 (R2.4.1～)	中小企業者（団体）が生産性向上に資するITツール及びIoTを導入したとき。	事業費の下限を100万円とし、事業費の100分の30以内 200万円限度

新居浜市中小企業振興条例

（IT・IoT導入事業に対する補助）

第12条の2 市長は、中小企業者等が生産性向上に資するITツール（ソフトウェア及びその導入に係る役務等をいう。）及びIoT（インターネット・オブ・シングス活用関連技術をいう。）を導入したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることのできるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額の100分の30以内とし、200万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（IT・IoT導入事業の範囲等）

第12条の2 条例第12条の2第1項に規定する生産性向上に資するITツール及びIoTの導入（リース及びレンタルを含む。）は、業務の改善及び効率化を図るためのソフトウェアその他の市長が認めた機器等の導入とする。

2 条例第12条第2項に規定する市長が必要と認める額は、ITツール及びIoTの導入の日から1年間に要した別に定める経費とする。

（国の補助金等の控除）

第12条の3 条例第12条第2項及び前条第2項に規定する経費の全部又は一部について、国が行っている補助制度による補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を当該経費から控除するものとする。

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・市税の滞納がないこと（法人、代表者）
- ・市内において1年以上継続して事業を行っていること

申請の時期

- ・機器を導入した後
(クラウドサービス、リースについては1年間経過後)
- ・（国の補助金の助成がある場合）国の補助金交付後

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）法人と代表者の各1通（原本）
※中小企業団体の場合は、団体と団体の代表者
- ・見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・請求書、領収書等支払いが確認できるもの
- ・パンフレット
- ・リース契約書（コピー）・・・（リースの場合）
- ・（国の補助金の助成がある場合）補助金交付金額が確認できるもの

ITツール及びIoTとは

- ①国が実施する「IT導入補助金」の対象ソフトウェア
※生産・在庫管理、テレワーク、財務会計、
勤怠管理システム、RPA等
- ②導入するソフトウェアの利活用に必要となる機器
※各種センサー類、カメラ、通信機器、タブレット等

補助対象経費

- ・ソフトウェア（オプション含む）及び機器導入費
※(クラウドサービス、リースの場合)1年間の利用料

※工作機械や各種センサー類との連携に要する
データ連携ツール導入費用も含む
- ・導入に係るコンサルティング、保守サポート費用
- ・機器の運搬、設置費用